

被災地の復旧・復興のために役立てられることになりました。

第24回 個人向け復興国債

(固定金利・3年) ※「個人向け復興国債」は個人向け国債の愛称です。

- 利 率……………年0.10%(税引後 年0.08%になります。)
- 発行価格……………額面100円につき100円
- 募集期間……………平成24年5月7日(月)～5月31日(木)
- 発 行 日……………平成24年6月15日(金)
- 利 払 日……………毎年6月15日及び12月15日(年2回)休日の場合は翌営業日
- 償 還 日……………平成27年6月15日
- お申込単位……………額面1万円単位
- ご購入対象のお客様……………個人のお客様に限定されています。

*個人向け国債を募集により購入する場合は、購入対価のみをお支払いいただきます。

【本債券のリスク】

- ・本債券は発行後1年未満は中途換金できません。(発行後1年未満の中途換金は本債券を保有されているお客様が亡くなられ、相続後本債券の換金が必要になられた場合、または災害救助法の適用となった大規模な自然災害により被害を受けた場合に限りです。)
- ・発行から1年経過すれば中途換金可能です。中途換金する際には、固定金利・3年債は直前2回分の各利子(税引前)相当額に0.8(注)を乗じた額が差し引かれます。
(注)平成25年1月10日以降に国が買い取る分から、直前2回分の各利子(税引前)相当額×0.79685になります。

【本債券に関する税金】

- (ただし、今後税務当局により税制について新たな変更が行なわれた場合は、それに従うこととなります。)
- ・利息に対する税金……………源泉分離課税(20% ※)の対象となります。
- ※平成25年以降は税率が20%から復興特別所得税を付加した20.315%に変更されます。
(マル優・特別マル優がご利用いただける場合がありますのでお問い合わせ下さい。)

*預金保険機構の保護の対象ではありません。



お客様各位

奈良中央信用金庫

個人向け国債の中途換金調整額の計算方法の変更について

個人向け国債を保有しているお客様は、満期前に中途換金する場合、中途換金時の換金金額が「額面金額＋経過利子相当額－中途換金調整額」となり、中途換金調整額をお支払いいただいております。

財務省では、個人向け国債（変動 10 年、固定 5 年、固定 3 年）の中途換金調整額の計算方法について、平成 25 年 1 月 10 日より下記のとおり変更することとしておりますので、お知らせいたします。

記

1. 変更の内容

変更前	変更後
直前 2 回分の各利子（税引前）相当額× 0.8	直前 2 回分の各利子（税引前）相当額× 0.79685

(注 1)購入時に初回利子の調整額の払い込みがある場合は、上記の中途換金調整額から初回利子の調整額（税引前）相当額が差引かれます。

(注 2)特例による中途換金（第 2 期利子支払日前までの中途換金）の場合は、上記の計算方法と異なります。

2. 変更の適用時期

平成 25 年 1 月 10 日に中途換金を行う（国が買い取る）分から適用されます。
なお、同日以前に発行された個人向け国債にも、この変更が適用されます。

※ 本件の詳細につきましては、財務省ホームページをご覧ください。

<http://www.mof.go.jp/jgbs/individual/kojinmuke/houdouhappyou/240131chutokankin.pdf>

以 上

【お問合せ先】

奈良中央信用金庫 業務推進部

TEL : 0744-33-3314